

議案第 27 号

生駒市児童、生徒災害救済金給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成19年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市児童、生徒災害救済金給付に関する条例の一部を改正する条例
生駒市児童、生徒災害救済金給付に関する条例（昭和47年10月生駒市条例
第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。